

通商産業委員会議録第三十七号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君

理事 山手 満男君

今泉 貞雄君

小川 平二君

小金 義昭君

南 好雄君

高橋清治郎君

田代 文久君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府委員

特許庁長官

委員外の出席者

通商産業事務局

官(資源)部

局(資源)課長

専門員

専門員

五月十六日

委員小玉治行君辭任につき、その補

欠として永井要造君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

石油及び可燃性天然ガス資源開採法

案(内閣提出第二二二号)

ドイツ人工業所有権特別措置令の一

部を改正する法律案(内閣提出第二

三三二号)

○中村委員長

これより会議を開きま

す。

本日はまず、ドイツ人工業所有権特

許法を議する。

第一類第十一号

通商産業委員会議録第三十七号

別指置令の一部を改正する法律案を議
題といたします。

本案に対する質疑は昨日終了いたし
ておりますので、これより討論に入る
のでありますが、討論はこれを省略し
たし、ただちに採決に入りたいと存じ
ますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なければこれよ
り採決に入ります。

本案に賛成の方は御起立を願いま
す。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数、よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○中村委員長 次に、加藤委員より発
言を求められておりますので、これを
許します。加藤君。

○加藤(鐵)委員 私は、今回通産省が
帝國石油株式会社に対して再建の勧告
をしたという、新聞紙上に報道をされ
た問題について一応お伺いをしたいと
思うわけでありまして、まず第一に、
政府はどのような理由で今回帝石に対
して再建の勧告をしたか、その理由につ
いて明確にお伺いしたいと思います。

○高橋國務大臣 昨日帝石の社長を
通産省に呼びまして勧告をしたのであ
ります。それは事実であります。それ
は、御承知のように帝石というものは、
今日では普通の民間会社であります
ので、通産省としてはあの会社に
指揮命令をする権限はないのです。
ただ、あれは現在普通の民間会社で
ありますけれども、御承知のように、

日本の石油の約九割を生産している特
殊な会社でありますし、従前政府から
相当の補助金を出しておつたことがあ
りますので、石油行政の上から行きま
しても、あの会社の運営については通
産省としては深い関心を持つておりま
す。ところで、あの会社の経営につき
ましては、とかくのうわさを私耳にし
ております。現に係争問題になつてい
るわけでありまして、その方は私どもの
関係してないことではあります、

調べてみますと、昨年九月でありまし
たか、あの会社の石油の採掘方法が適
当でないといふことを、その当時の占
領軍の資源局で非常に問題にいたしま
して、それでこれは私就任前からの問
題なのですが、ある委員会をこしらえ
まして、石油採掘技術の権威者を集め
て審議をしてもらいました。上床とい
う東大の教授がおりますが、この人は
学者で非常に権威者です。この人を委
員長として審議をしてもらつて、相当
長くかかりましたけれども、その結論
は、やはりその当時帝石で採掘してい
る方法では採掘になつて、せつかくの
地下にある資源を掘り出すことができ
なくて、地下に残る、つまり浪費され
る部分が多いので、適当でないという
結論を得たのであります。その結論に
よつて、その当時採掘法を改むべく勧
告をしたのであります。その当時はそ
の結論に従つていくというのを私は
聞いておつたのですが、最近になつて
その点に非常に疑問が起きたのです。
それで、経営者としては、いたずらに

業績を上げることのみ走つて、将来
のことを懸念してあり、ただたださん
出ればよいというふうな方針に走つた
かのように疑われるのであります。そ
うして、その結果相当の利益が上つた
と見えて、四割か何かの配当をしたの
です。そのときにも通産省は、四割と
いうのは少し高配当に過ぎるじやない
かと、それには反対をしたのですが、
その勧告には応じなかつたのでありま
す。

それからもう一つの点は、先年政府
から補助金を出しました当時の規定で
は、その補助金によつて新設した施設
は、政府の同意を得なければ五箇年間
向うで処分することはできないことに
なつてゐるのに、これは確実でありま
せんが、それを通産省の同意を得ずし
て処分した疑いがある。確実でないとい
うことは、政府の補助金から施設を
こしらえたものもありませんし、同じ機
械を会社の自己資金で求めたものもあ
るのです。それが政府の補助金で
できたか、それが政府の補助金で
処分したのかは自己資金でやつたのだ
という言ひのがれをするわけですが、
それは現在係争中で、いろいろな帳簿
が裁判所の方へ押収されておるので、
そういうのはつきりしたことは申し上げ
られませんが、そういう疑いが濃厚で
ある。そういうようなことで、あの会
社の重要性を考えまして、ほつておく
べきでない。私もとして、経営の
面について社長に命令することはでき
ないのだが、いかに不安であるの

で、経営を改善することが望ましい、
そういう勧告をしたのであります。そ
れに対して社長は、さつそく重役陣と
も協議をして、改善案を持つて来るこ
とになつております。大要そういうこ
とであります。

○加藤(鐵)委員 大臣の言が小さく
て、十分聞きとれなかつたのですが、
再建の勧告をしたという表現を使われ
てあります。その再建という意味は、
今大臣がおつしやつた経営の改善をせ
よといふことだと思ひますが、一体ど
ういふ方面において改善をするかとい
ふ具体的な点についてお伺いをしたい
のです。ただ単に経営の改善をするとい
うことでは、どの面において改善を
するかといふことがよくわかりませ
ん。その点をひとつもう一度お聞きし
ます。

○高橋國務大臣 あまりそう具体的に
は触れておりません。つまり現在の経
営に、先刻述べましたような非常に不
安な点があるからして、もつと堅実な
経営をするにはどうしたらいいのか、
それを至急に検討をして、代表者の意
見を聞きたいといふことで別れたので
す。

○加藤(鐵)委員 先ほどおつしやつ
た、いわゆる昨年採掘等の問題、ある
いは経営面におけるいろいろの疑問が
あつて、勧告したといふことでありま
す。私の聞いているところによると、
二回にわたつて勧告しております。今
大臣のお話では、その勧告に従つてお
ると思つたが、最近疑義が生じた、こ

ういふお話でございました。どうもはなはだあいまいで、よくわからないし、またそういう何か漠然としたことで、いわゆる法的根拠のない勧告をするというところは、私は重大な問題だと思つたわけです。それで今大臣がおつしやつたように、勧告を聞いておつたのかどうか、勧告に従つておつたのかどうか、それが最近になつて疑義を生じたという、今大臣がおつしやる通りであるかどうか、初めから勧告に従わなかつたから、さらにこういう処置をとられたのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○高橋國務大臣 その当時責任者は、通産省の勧告についてその通りいたしましたと言つて引つたのであります。で、私どもはそれを実行に移しておると信じておつたのであります。

○加藤(鐵)委員 それには少し時日があり過ぎると思つたわけです。石油採掘というところは、なるほど非常に技術上むずかしい問題ではあるに違ひありません。それをあえて勧告せられたというところは、相当やはり権威のある調査をせられたのであると思つたのです。そういう権威のある調査に基いて、しかも二回にわたつて勧告をせられたのに、今まで従つたものであると思つたおつたというところは、少しのんき過ぎや過ぎやしないかと思つたわけですが、その間どういふ処置をとられたか。

○吉岡説明員 大臣からお答えいたしました二回にわたります勧告と申しましたのは、第一回の勧告が二十六年の九月二十六日であります。それに対して、十月の五日に帝石の社長から、勧告に従う旨の回答がございました。

た。越えて十月の二十九日に第二次の勧告を行いました。それに対して十一月の一日に社長から、勧告に従つて必要な措置をとるという回答がございました。この勧告の内容と申しますのは、非常に技術的な問題でございまして、現地にございまして、いろいろとデータを求めまして、これが守られておるか、守られておらないかというところは、わかりにくい問題でございしますが、われ／＼の方は会社からの回答によりまして、これが守られておるということでおつたわけでございます。が、二月に入りましてから、投書によつて、基準を無視して採油をしておるといふ情報がありましたので、二月の十五日に、資源庁の係官二名を現地に派遣して調査をいたしました。その結果違反の事実がわかりまして、再び石油の審議会を開きまして、検討いたしましたわけでありまして、あらためて会社側から、実は試験的に基準と違つてい方をしておつたけれども、それはいろいろと問題があるようだから、とりやめますという旨の意思表示がございました。現在のところでは、その違反をとりやめたということになつております。しかしながら実際の採油の状況につきましては、全部基準に従つておるといふ確認をわれ／＼の方ではとつておりません。

○加藤(鐵)委員 この勧告をした根拠となつておる、いわゆる採油の技術上の違法とか、間違つておるようなものに対する政府の見解と、会社の見解とが一致しておるかどうか。会社の見解は違ひはしないか、その点について、これは会社側に聞かなければわからないかもしませんが、政府でいへば、

と折衝せられた経過もあらうと思ひますので、その点については会社が政府に同意しておつたかどうかという点を承つておきたい。

○吉岡説明員 お答えいたします。基準の作成に際しましては、審議会に数回会社の技術関係重役の出席を求めまして、会社側の意見も十分織り込みまして、討議をされたように存じております。従ひまして、最後の基準につきましては、会社側がどういふ御意見を持つておられるかわかりませんが、審議会側といたしましては、会社の実情も十分参考にされまして、基準を決定されたいと思つております。

○加藤(鐵)委員 それはおかしな話だと思つたわけですが、勧告したその理由について、会社がどういふ見解を持つておるかというところは、今のお話ではよくわからないわけですが、その点わかつておらないような御答弁ですが、これは私は勧告したその当初において、はつきりしなければならぬ問題だと思ひます。会社にただ勧告のしつばなしではつて置くという趣旨のものならばよろしいけれども、今のお話だと、十分勧告に従わなかつたからこゝういふ強い勧告をしたというお話であります。以上、そして今また吉岡油政課長のお話では、会社の意見も取入れて断定したというお話ですが、そうすれば、いろいろ／＼会社の見解も聞かれたと思つたわけですが、今のお話では、会社が同意したか同意しなかつたかということとはよくわからない。その点は私は一つの大きな問題だと思つたのですが、もう一度はつきり承つておきたい。

○吉岡説明員 会社の意見と申しましたも、個人々々の意見と会社全体としての意見とは、いろいろ／＼また違ふことと思ひますが、正式に申しますと、二回の勧告に対しては、勧告に従つて実施をするという正式の社長からの回答がございましたので、会社はこれに対して異議は持つていないと考えてよろしいかと思ひます。

○加藤(鐵)委員 それからもう一つ、今の大臣の話だと、今法律問題になつておつて、会社側の帳簿が押収されておるので、内容がよくわからないがとおつしやいましたが、内容のわからないものを理由としてやるということ、最初に大臣のおつしやつたような、世間にうわさがあるというやうなこと、それを根拠にして断定を下されたというふうにも解釈できるわけですが、たとへばこれは新聞に理由としてあげられておられますが、政府から同社に国庫補助した三億五千万円がむだになつておるといふことである。国庫補助がまづたくむだになつておるといふことになつたが、これは重大な問題であります。これらのことは帳簿がなくてもわかつておるかどうか、お答え願ひたい。

○高橋國務大臣 その三億五千万がむだになつておるといふのは、どういふことですか、そういうことを私はどこでも……

○加藤(鐵)委員 新聞に理由としてあげられておられますが、これは通産省の見解でなければよろしい。しかし新聞に箇條書にして理由をあげておられますので、おそらくこれは通産省が発表されたものではないかと私は思つたわけですが、そこで尋ねます。

いらないものを勧告するのは間違つておるといふ御発言ですが、私も勧告したのは、最初に社長にそういうような疑点をあげて説明を求めた。そして会社も、多少の言ひ分はあるでしようけれども、大体に納得して、改善案を立てようと言つて了承して帰つたのです。何も行き過ぎではないと私は考えます。

○加藤(鐵)委員 大臣がいろいろ言葉をつけ足しせられるから、こういう質問をしなければならぬわけになるのです。が、もう少し明確に、これは座談ではないので、問題をはつきりしてお答え願ひたいと思つたのです。

○吉岡説明員 大臣のおつしやつた通りでございます。事務当局が立てた案であるというやうなことは、私から何も申し上げかねます。

○加藤(鐵)委員 それでは最初から民間会社であるからというやうなことで、政府は強ひつけないというやうなことをおつしやいましたが、会社がこれに従う義務が法律上はないというふうには考えられませんか。ただその理由とするところは、助成金をたくさん出しておるから、こういうことだけですか。従つてもし会社が今度の勧告に従わなかつた場合には、通産省としてはどういふ処置をとられるかという点を承りたい。

○高橋國務大臣 法的の根拠はないのでありますから、従わなければ通産省としてどうすることもできません。

○加藤(鐵)委員 どうすることもできないというお話ですが、これは私はおかしな問題だと思ふ。補助金を出して

おるから、やはり政府は責任上十分監督しなければならぬ。間違つたことをやつておれば、勧告をしなければならぬ。しかし勧告して、会社がきかなければどうにもならぬというならば、初めから勧告をすることはむだじやないか。もちろん全然むだだとは言へせんけれども、勧告に従えばそれはもうけつこうな話ですから……。しかし従わなければどうにもならぬというこ

とになりまして、私はこういう問題に對して、通産省としては新たな一つ

の考えを持たなければならぬというふうに思ふわけですが、こういう重要な国家資源の開発にあつては、しかも集中排除法の適用を免除されておる独占企業でありますから、政府はやはり法律の根拠のないという処置をとられたものであらうと思ふわけ

です。しかし義務がないから、きかなければそれまでだということでは、私は問題は解決しないと思ふ。昨年九月、十月、二回にわたつて勧告したにもか

かわらず、この勧告の効果がなかつたから、あらためて今回勧告した。そこ

れるのか、新しく何らかの方法を考えられるのか、法的な処置を考えられるのか、あるいはさらに再建が政府の考

えておる通りに達成できるような、新たな具体的な勧告をせられるのであるか承りたい。

○高橋國務大臣 これは、補助金を出しておるなら、もう出さぬということ

はできませんが、今日では補助金は出してないのですから、勧告に應じない場合にはやむを得ないのです。やむを得ないものにせざるを得ないという

お話だけれども、石油業でなくとも、一般のたとへば紡績業とかいうもので、私も私が考えて、現在の経営方法

なりやり方が間違つておると思へば、勧告をすることは少しもさしつかへない

と私は考えるのです。そうしてこの勧告は、一昨日の社長の態度などから

見ると、相当有効であつて、ある解決案が生れて来ると思ひます。その解決案が満足しなければどういふ態度

をとるか、これはおそれなくまた再び勧告をするか、これはおそれなくまた再び勧告をするか、これはおそれなくまた再び

して通したところの帝石法などを廃止したことは間違つておつたと思ひます。石油国策というものを早く政府から明示してもらいたいということで、私もいろいろお話をしておりますが、まだはつきりと、こういうふうに日本の燃料政策を押し進めて行くのだという御見解を承る機会に接してないのであります。私はもう少し強力な手をその方面に打つてもらいたい。そうして効果的な手段を選んでもらわなければいけないというような気がするのであります。この点について大臣の御感想をこの際承つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 いかでしよ、予算委員会の方に午前中も出ておつたのですが、先刻からしきりに呼びに来ますので、その答弁は次の機会に譲らせていただかせんか。

○山手委員 できれば早い機会に、一連のものをまとめて御説明をお願いしたいのであります。

○中村委員 次に石油及び可燃性天然ガス資源開発法案を議題といたします。本案に対する修正案が委員長の手元に提出されておりますので、この際提出者より修正案の趣旨説明を求めます。中村幸八君。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案に対する修正案
石油及び可燃性天然ガス資源開発法案の一部を次のように修正する。
第六條第二項を削る。
第八條の見出し中「命令」を「命令等」に改める。
第八條中「坑井を掘さくする場

合」を「坑井を掘さくしよとする場合」に改める。
第九條中「坑井を掘さくする場合」を「坑井を掘さくしよとする場合」に改める。
第十條中「命令」を「勧告する」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の規定による勧告があつたときは、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業大臣に対し、その指定する日までに、当該勧告を承諾するかしないか（承諾しない場合はその理由及び勧告に係る措置にかわるべき措置の内容を附して）を回答しなければならぬ。

3 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が前項に規定する回答をしないとき、その承諾しない理由が正当でないとき、又はその回答に係る措置の内容が適当でないとき、その承諾しない理由を、第一項の勧告に係る措置をとるべきこと又はその回答に係る措置の内容を変更して実施すべきことを命ずることが出来る。

第十九條第一項中「掘さく工事を伴うものに限る。」の下に「以下本條中「前項」を「第一項」に改め、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により鉱業権者又は租鉱権者が納付金を納付する場合において、当該鉱業権者の発見に係るすべての油層について既に納付された金額の累計総額と新たに納

納付すべき金額の合計額が最後の油層の発見に係る探鉱のための補助金の交付に決定された時までに当該鉱業権者に対し探鉱のため交付された又は交付の決定がなされた補助金の総額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。この場合において、納付義務者が二人以上ある場合の各人の納付することゝを要しない部分の計算については、通商産業大臣の意見を聞いて、第二十六條に定める。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
第二十六條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條の規定による定めし、又は第八條、第九條、第十條第三項若しくは第十一條第三項の規定による命令をするときは、審議会にはかり、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。
第二十六條に次の一項を加える。

3 審議会は、第一項の規定により付議された事項（第十條第三項の規定による命令に係る事項を除く。）についてその意見を答申ししよとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示し、利害関係人の出席を求め、公開による聽聞を行なわなければならない。
第二十七條第二項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。
第二十九條第二項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。

第三十一條第一項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。
第三十四條第一項中「処分」の下に「（第十條第一項の規定による勧告を除く。）」を加える。
第四十一條第一号中「第六條第二項」を削り、同條第二号中「第八條から十條まで」を「第八條又は第九條」に改め、同條に次の一号を加える。

三 第十條第二項の規定により勧告を承諾する旨を回答しながら当該勧告に従わず、又は同條第三項の規定による命令に違反した者
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附則第四項に後段として次のよう

に改める。
この場合において、同法第三條第二項の油田の地域及び深度の指定は、当該油田から採油を開始した日から六月以内に、これをしなければならぬ。

○中村（幸）委員 私は提案者を代表いたしまして、石油及び可燃性天然ガス資源開発法案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。
修正案の内容につきましては、すでに印刷物をお手元に差し上げておきましたので、ここに朗讀することを省略させていただきますが、この修正案の主要なる点は二点あります。第一は、原案第十條の命令を発する前に勧告の段階を設けたこと、第二は、第十九條の納付金については、当該企業に交付

された補助金の額を限度とすることに改めたこととあります。
第一の点は、石油の完全開発に支障を及ぼすおそれありと認める場合は、ただちに採油の制限または中止の命令が出せることに政府の原案ではなつておるのであります。これを修正いたしました。まず勧告を行うことによりまして、企業並びに行政当局をして仔細に検討する機会を與えまして、しかる後に必要に応じて命令を発するよういたしましたのであります。かようにいたしましたら、いきなり行政命令を出すことを避け、民営企業に対する民主的運営をはかるとともに、現場について最も詳しく、しかも最も新しい知識を有するところの企業の技術を活用することによりまして、コンサーベーションの趣旨を徹底せしめんとするものであります。

第二の納付金については、政府原案においては、補助金を受けて成功した油田の負担において、失敗した分をカバーせしめまして、結局交付した補助金の全額回収を期しておるのであります。かくては個々の企業について見ますに、支給された補助金の総額以上に納付金を納めなければならないというような不合理も生ずることとなりますので、これを改めまして、補助金の総額を納付の限度とすることとした次第であります。
以上をもつて修正案に対する私の説明を終ります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。
○中村委員 以上をもつて修正案の趣旨説明は終了いたしました。これより修正案並びに原案を一括して討論に入ります。討論の通告があり

ますから、順次これを許します。中村幸八君。

○中村(幸)委員 私は自由党を代表して、ただいま一括討論に付せられまし

た石油及び可燃性天然ガス資源開採法案の原案並びに修正案に賛成の意を表するものであります。本法案は、石油及び可燃性天然ガス資源の完全開採をはかるため、戦時立法でありますところの現行石油資源開採法を廃止し、これにかわり、時勢に即応する新しい法律を制定せんとする趣旨に出たものであります。その内容は、第一に油層エネルギーの浪費の防止をはかるための規定を設けておきますこと、第二に掘採に關し、補助金を交付すること、第三に、その確実な回収を期しておきますこと、第三に通産大臣の諮問機関として審議会を設けたことなどが、おもなる点であります。原案の趣旨については、もとより異論をさしはさむ余地はありませんので、政府原案中考慮を要する二、三の点を、わが国今日の事情に即応するようそれ／＼修正いたしましたして、本法案に賛成いたしたいと存するのであります。

ただ一言政府に要望いたしたいことは、補助金の問題であります。本邦石油産業の現況にかんがみまして、これが発展のための探査奨励は刻下の急務と存するのであります。しかも他の地下資源に比べまして相当多額の資金を必要とし、かつその成功率のごときもきわめて低いことにかんがみまして、国の補助金による積極的な奨励が最も強く要望せられる次第であります。この点に關し、政府が今後遺憾なく善処せられんことを希望いたします。私の修正案並びに修正部分を除く政府原

案に対し賛成の意を表する次第であります。

○中村委員 山手満男君。

○山手委員 私は改進黨を代表いたしまして、本石油及び可燃性天然ガス資源開採法案及び修正案に賛成の意を表するものであります。

政府原案が、いろいろ石油資源の確保の観点から、きわめて貴重な配慮をしておることについては、もちろん私も異存はないのであります。例の帝石法を廃止いたしました、現在わが国内産石油の大半を生産しておられるの帝国内産石油など、民間会社に移してあります現在において、ただ単に通産省が官僚的な命令をいきなり出して行くというところについては、私もいろいろ／＼な観点から疑義を持つております。これを修正いたしまして、第一の段階において報告をする、報告をして聞かれない場合においてのみ政府が命令を発する、こういうことで、できるだけ業者の創意を鼓勵しないようにして行こうという考え方で修正をいたしました第一点について、もちろん賛成であります。

また補助金の問題であります。これも政府原案は、どれかの井戸がたまに当たつて、成功裡に掘鑿をし得た場合には、その利益金を無制限に取立てようというふうな考え方の法案であつたのであります。なるほど石油資源そのものについては、幾分そうした機件といひまするか投機的な傾向もあつて、それについては全体の業者の立場から、これを政府に還元する必要があることはなかりと思ひますが、現在すでに民間企業に移してある以上は、あまり極端にこれを固執することは必ず

しも当を得たものではないと考えますので、これまた私も修正をすることを強く要望し、修正案に賛成するものであります。

さらに私は要望しておきたいことは、今中村委員からお話がありました、通産大臣の諮問機関である審議会の委員の選定にあたりましては、できるだけ慎重なる人選をしていただきたいということでもあります。特に学識経験者なりあるいは非常識識見のある人をできるだけ多くこの審議会に送り込んで、これを総合的な石油政策の一方の手にするものであるようにしていただきたいと思ひます。今日帝国内産石油の掘採の問題において見るようないろいろ／＼の紛争も起るものであります。この審議会の構成は全業界人の監視の的になるであらうと私は思ひます。し、ぜひ運用の面において格別なる配慮をしていただきたいと思ひるのであります。

それからまた先般私が申し上げましたけれども、石油資源の開採の点について、政府が何か一帝国内産石油が掘採に際したとか庇ひないとかいうことで、いやがらせ的というところでもあります。また、国家の補助金を順次削つて行くというところにならないようには私はむしろ今後地下資源、特に石油資源の開採のために、さらに積極的政府が助成をして行くようにお願いしたいのであります。今日油と油のことになりましますと、英国とか、アメリカあるいはソビエト、近東地方ばかりをみんな頭に描くのであります。実際に石油の掘採をされております各国の状態を見てみますと、フランスとか、あるいはベルギー、ドイツ、そ

ういふうなほとんど石油が出るとはだれも思われないようなところで非常な石油資源の開採努力が行われております。戦後それらの国々においては、戦前をはるかにしのぐだけの科学的な開採が行われております。日本においては、海外にほとんど押されてしまつて、国内産の石油などというものはどうもいい、そんなものは大した価値のあるものじやないというふうな考え方、放棄されることのないように、政府が積極的に国内の石油資源の開採に情熱を傾けていただきたいと思ひます。そして、その点をこの法案の採決に際して特に希望いたします。賛成の意を表します。

○中村委員 加藤謙造君。

○加藤(謙)委員 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました石油及び可燃性天然ガス資源開採法案の修正案及び修正部分を除く原案に対して、強い附帯条件を付して賛成するものであります。

申すまでもなく、石油等の燃料としての価値は、石炭、電力等に比して何らの遜色がないばかりでなくして、一層重要性を持つておるものであります。その需要度も近年特に高まつて来ておりますが、わが国の石油の供給量は、全体の九〇％を海外に依存しておるという状態でありまして、これがために年々多額の外貨を消費しなければならぬ現状であります。この点から見ましますと、国内石油資源の開採はきわめて緊急を要する問題であります。わが国の置かれております今日の微妙な国際的な立場を考えますと、一段とその感を深くするのであります。

以上のように国内石油資源の開採促進という国家的な要請に應ずるためには、開採技術の合理性を確保すること、はもちろんであります。が、それにも増して石油及び可燃性天然ガス資源の賦存状態の探索に關する活動を一層擴大することが緊急であると思ひます。これが目的達成のためには多額の国の資金を投入しなければならぬということも申すまでもありません。さらに今問題となつております帝石に対する報告という問題も考え合せて来まして、私もこれはこの石油資源の開採という問題が、單に民間企業にまかされておるところに大きな不安があるというふうな考慮をしております。

従つてこの問題は、今後再検討されなければならぬ。政府は帝石法を改正されて、簡単に民間に移され、自由党の諸君もそういう措置をとられたのであります。それけれども、私は石油のよう重要な資源は、あくまでも国家が十分調査して、国家の手で開発することが最も適當ではないかと思ひます。そういう点今後十分なる研究が必要であると思ひます。

以上の観点から、わが点は今回の政府提案並びにただいま提案された修正に對しましては心から賛成をいたしまして、今後一層これらの点が強化されなければならぬと考へておるのであります。

そこで一、二の強い条件を付しておきたいと思ひます。第一には石油及び可燃性天然ガスの国家的要請にかんがみ、これらの資源開採のため、国庫の負担に對して探査促進のために努力し、総合的な石油政策を樹立せよということであります。第二には、本法案の

実施にあたつて、政府は民間人の技術
を尊重し、不当なる干渉を加えないこ
と、これがため石油及び可燃性天然ガ
ス資源開発審議会の運用及び審議会の
委員の人選には特に慎重を期するこ
と、以上であります。

○中村委員長 以上をもつて討論は終
局いたしました。これより採決に入
ります。まず修正案についてお諮りい
たします。修正案に賛成の方の御起立を
願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて修正
案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた
原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本案
はただいまの修正の通り修正議決い
たしました。

この際お諮りいたします。ただいま
議決いたしました二案に関する報告書
作成の件につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なければさよう
とりはからいます。

本日はこの程度にいたし、次会は公
報をもつてお知らせいたします。本日
はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

〔参照〕

ドイツ工業所有権特別措置令の一
部を改正する法律案（内閣提出に關
する報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法
案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕